

いなほ会（稲荷森保育園OB会）会則

第1条（名称）

本会は いなほ会 と称する。

第2条（所在地）

本会の事務局は稲荷森保育園に置くものとする。

（稲荷森保育園 〒193-0831 八王子市並木町24-17）

第3条（目的）

本会は、稲荷森保育園の支援と、OB同士の親睦を深めることを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 稲荷森保育園の健全経営に寄与するため、稲荷森保育園の現況等に係る情報の提供・発信および稲荷森保育園と会員を対象とした事業の企画、立案、実施等に関し必要な事業
- (2) 稲荷森保育園と会員の間又は会員相互間の交流及び親睦に寄与する事業
- (3) その他本会の目的に沿った事業

第5条（会員と会費）

本会は稲荷森保育園卒園児および卒園児の保護者で組織し、卒園と同時に会員資格を有する。また、途中退園した園児・保護者も意思あれば会員資格を有する。

年会費は、2,000円とする。ただし、在園児を持つ家庭は免除とする。

年会費は、本会と稲荷森保育園の運営に充当する。

会費は理由のいかんを問わず、返還しない。

会員は、書面やいなほ会ホームページ上にて、退会の意思を表明して、任意に退会することができる。

第6条（役員）

本会は次の役員をおく。役員は、本会の適正かつ円滑な運営に努める。

会長 1名 副会長 2名

書記 3名 会計 2名

運営委員 5名以上 監事 1名

会長は稲荷森保育園の運営にも関わる。

役員任期は2年とする。再任は妨げない。

第7条（総会）

- (1) 役員および会員で組織する。
- (2) 総会は、本会の運営及び事業の実施に係る重要な事項を審議する。
- (3) 総会は年1回開催し、会長が議長を務める。
- (4) 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

第8条（会計）

会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第9条（施行日）

この会則は2009年6月7日より実施する。

付則

本会則の改訂は、役員会の議を経て、総会で決定する。